

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要請

国においては令和2年3月26日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部が設置され、基本的対処方針の中で水際対策、まん延防止、経済対策、医療提供体制の維持等に関する方針が示されたところである。

一方で、地方においては一部地域における感染拡大の兆候、感染経路不明の患者の増加、経済活動の停滞、医療用資器材を始めとする物資の不足等により、依然として予断を許さない状況が続いている。

そのような中、今後予測される感染爆発（オーバーシュート）に対し、国民及び地方公共団体が安全・安心のものと的確に対処できるよう、医療提供体制の維持について、政府に次のとおり緊急に要請をする。

医療提供体制の維持について

- ・ 感染疑い者数や患者数が急増した際にも、可能な限りまん延の抑制を図るとともに、必要な疫学調査は継続し、感染経路やクラスターの発生等の把握に努めるため、周囲に対する感染性や、接触の度合い等の評価方法について、考え方をより詳細に示すこと。また、患者自身が行動や体調に関する情報を入力できるようなICTツールを開発し疫学調査や健康観察に活用する等、技術開発の推進や制度運用の柔軟化を図ること。
- ・ 感染疑いの方について保健所で安全にウイルス検体採取等の対応をとるため、エアテント（ドーム）、防護服、ゴーグル、防護マスク、防護手袋等必要な資器材の調達や人材支援を実施すること。
- ・ 患者数の急増に備え、さらに広域的な患者の搬送・収容策を検討するとともに、感染症病床以外の病床を一定率でプールしておく等、具体的な入院体制の強化策を講ずるとともに、医療機関に対して経済的支援を講ずること。また、医療体制の崩壊を防ぐため、感染不安者を含めた医療機関の適正受診のあり方や、無症状あるいは軽症者の入退院基準を再度整理し、国民に広く浸透するよう周知するとともに、院内で患者や接触者が発生した際の当該医療機関の業務継続方針や、臨時の医療施設や医療機関以外の患者受入施設の確保策について具体的な方針を示すこと。
- ・ 検査数の急増に備え、必要な試薬・資器材等を検査機関に安定的に供給していくこと。また、検査を担う専門職等は限られていることから、官民を

問わず検査機関間で相互支援できるよう、全国的な人員の応援体制を整備すること。

- ・感染症対策における広域的対応について、新型感染症の発生に即時対応が可能な都道府県単位の公衆衛生組織等の設置を検討すること。
- ・保健所への医療的な相談数が急増した際でもより効果的・効率的に対応できるように、民間の活力をさらに積極的に導入し、複数の自治体が共同で設置（委託）できるようなコールセンター体制を整備すること。
- ・ワクチンや治療薬の新規開発に向け、積極的に研究を推進するとともに、承認後に臨床現場での混乱が生じることを防ぐため、ガイドラインの整備や、必要に応じ具体的な接種体制の検討にも着手すること。

令和2年4月1日

中核市市長会